

○令和二年農林水産省告示第二千二百二十

七号（漁業法第三十九条第二項の農林水産

大臣の指定する期間）

（令和二年十一月十六日）

（農林水産省告示第二千二百二十七号）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣の指定する期間を次のように定める。

漁業法第三十九条第二項の農林水産大臣の指定する期間は、十月とする。ただし、漁船の建造の遅延その他のやむを得ない理由により十月以内に船舶を使用する権利を取得することができないと認められる者にあつては、当該権利を取得するために必要と農林水産大臣が認める期間とする。

附 則

- 1 この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。
- 2 昭和二十五年三月十四日農林省告示第五十九号（漁業法の規定に基づき期間を指定する件）は、廃止する。